

原議保存期間	5年(平成37年3月31日まで)
有効期間	一種(平成37年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丙総発第49号、丙企画発第8号
丙人発第112号、丙会発第29号
丙給厚発第19号、丙備二発第2号
丙情企発第47号

平成31年4月1日
警察庁長官官房長
警察庁警備局長
警察庁情報通信局長

国際警察緊急援助隊の編成について(通達)

国際緊急援助隊として活動する警察部隊の編成その他必要な事項について、下記のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 編成

- 1 国際緊急援助隊の業務を行う警察の部隊を国際警察緊急援助隊とする。
- 2 国際警察緊急援助隊の要員(以下「要員」という。)は、警察庁及び都道府県警察の職員の中から、あらかじめ指名するものとし、人員の基準は別表のとおりとする。
- 3 要員を指名する警察庁の所属等、要員の指名に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 2で定めるもののほか、災害の規模、態様、必要とされる知識、技能等により必要があると認める場合には、警察庁長官及び都道府県警察の長は、別途その要員を指名することができる。
- 5 警察庁長官は、国際警察緊急援助隊の派遣に当たっては、2又は4により指名された要員の中から選定された人員により、国際警察緊急援助隊を編成する。

第2 任務

国際警察緊急援助隊は、救助活動、救急活動及び災害応急対策のための活動を行うことを主たる任務とする。

第3 訓練

警察庁及び都道府県警察においては、あらかじめ指名した要員の訓練を行うものとする。

第4 その他

この通達に定めるもののほか、国際警察緊急援助隊の派遣手続その他国際警察緊急援助隊の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表

国際警察緊急援助隊人員基準

人員等 所 属		人 員	階 級 等 別 人 員				
			警 視	警 部	警部補以下	警備犬担当	技 官
警 察 庁		1 1	3				8
都 道 府 県 警 察	北 海 道	1 1			1 1		
	警 視 庁	6 3		2	4 4	1 7	
	埼 玉	1 1			1 1		
	神 奈 川	2 3		1	2 2		
	愛 知	2 3		1	2 2		
	京 都	1 1			1 1		
	大 阪	2 3		1	2 2		
	兵 庫	1 1			1 1		
	福 岡	1 1			1 1		
総 数		1 9 8	3	5	1 6 5	1 7	8